

レポート試験に関する注意事項について

参集式筆記試験における不正行為だけでなく、レポート試験における不正行為も、退学を含む厳しい処分の対象となるので、絶対に行わないこと。

なお、教育・学生支援部教務課「試験等の注意事項及び不正行為について」では、レポート等に関する不正行為として以下があげられている。法学部・法学研究科においても、これに準じて判断を行う。

- (1) 剽窃・盗用：例) 出版物やウェブサイトより出典を明示せずに自身又は他者の著作物等を引用することや、他の学生のレポート内容をそのまま利用すること。
- (2) 捏造：例) 存在しない実験結果やデータなどを作り上げることや、実在しない文献・文章を引用（架空引用）すること。
- (3) 改ざん：例) 資料や過程を故意に操作し、結果等を真正でないものに加工すること。
- (4) その他、学修成果を評価する妨げになることを理由に、授業担当教員が禁止している行為。
例) 教員の許可なく生成 AI の出力内容を利用し、自分の答案として提出することやレポート等の内容を他の学生に提供すること。

(<https://www2.he.tohoku.ac.jp/center/keiji/info/250508a-1.pdf> より抜粋)

2025年12月

法学部・法学研究科